

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
6月23日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(六件)(厚政課)……………三

救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)……………五

救急病院の認定(地域医療推進室)……………五

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………五

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………六

山口県告示第二百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年六月二十三日

名 医 療 所 機 関 地 区 名 称 在 地 廃 止 年 月 日

山口県知事 二井 関 成



村上愛日堂医院 防府市大字和字九四 平成二、三、三一

みちがみ医院 光市大字浅江二四〇〇の一四 二、二八

山縣医院 周南市大字久米三三〇三の四 〃 〃 〃

岐陽診療所 〃 本町一丁目一八 〃 〃 〃

椋山歯科医院 宇部市松島町九番五号 〃 〃 〃

藤田歯科医院 〃 沼二丁目一〇番一六号 〃 〃 〃

たなへ歯科 〃 沼二丁目一〇番一六号 〃 〃 〃

新下薬局藤曲店 〃 〃 〃 〃 〃

クスリのくにひろ薬局興産 〃 〃 〃 〃 〃

病院前店 〃 〃 〃 〃 〃

クスリのくにひろ薬局光店 〃 〃 〃 〃 〃

クスリのくにひろ政所薬局 〃 〃 〃 〃 〃

銀座薬局 〃 〃 〃 〃 〃

河東調剤薬局 〃 〃 〃 〃 〃

クスリのくにひろ太華薬局 〃 〃 〃 〃 〃

山口県告示第二百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

名 医 療 所 機 関 地 区 名 称 在 地	指 定 年 月 日
山口在宅クリニック	山口市赤妻町七番一三三〇 平成二、五、一
くらしげ整形外科クリニック	防府市大字田島一四九〇の一 〃 〃 〃
うちだ眼科	長門市東深川六二の四五 〃 〃 〃
岐陽内科	周南市栄町二丁目四一の二 〃 〃 〃
椋山歯科医院	宇部市松島町九番五号 〃 〃 〃
藤田歯科医院	〃 沼二丁目一〇番一六号 〃 〃 〃
たなへ歯科	〃 〃 〃 〃 〃
セガミ薬局宇部店	〃 〃 〃 〃 〃
あんず薬局	〃 〃 〃 〃 〃

株式会社朝日
山陽小野田市大字小野田一八九
あさひ居宅介護
山陽小野田市大字小野田一三三
五の四六
平成二〇、九、

山口県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名称 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業者 名称 所在地	指定年月日
株式会社ひまわり 下関市一の宮卸本町三番三〇号	株式会社ひまわり 山口支店 防府市鑄物師町九番三八号	平成二一、四、一

山口県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人いい日 大島郡周防大字大野一三三八の一	いい日の里訪問看護ステーション 大島郡周防大字大野一三三八の一	介護予防訪問	平成二一、一、一
社会福祉法人むべの里 宇部市大字東須恵三三〇の	むべの里デイサービスセンター 宇部市東本町一丁目二番七号	介護予防通所	平成二〇、五、
株式会社朝日 山陽小野田市大字小野田一八九六	あさひデイサービスセンター 山陽小野田市大字小野田一三三三の四六	介護予防通所	平成二〇、九、
特定非営利活動法人いい日 大島郡周防大字大野一三三八の一	あしたの里デイサービス 大島郡周防大字大野一三三八の一	介護予防通所	平成二一、一、

社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
山口市緑町二番一〇号
済生会山口地域ケアセンター特別養護老人ホーム福寿園シヨウトステイ
山口市朝倉町五番四号
介護短期生活介護
平成二一、四、一

株式会社ひまわり
下関市一の宮卸本町三番三〇号
株式会社ひまわり山口支店
防府市鑄物師町九番三八号
介護用具貸与
平成二一、

特定非営利活動法人いい日
大島郡周防大字大野一三三八の一
小規模多機能たすけ愛の里
大島郡周防大字大野一三三八の一
介護予防
平成二〇、

医療法人社団慈生会
萩市大字山田四一四七の一
グループホーム
萩市大字福井一三三〇七の
介護予防
平成二一、

特定非営利活動法人熊毛清風会
周南市大字清尾三三三
グループホームおかでら荘
周南市大字樋口二六二の一
介護生活共同介護
平成二〇、

山口県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

地域包括支援センター 名称 主たる事務所の所在地	介護予防支援事業者 名称 所在地	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会 山口市緑町二番一〇号	山口市中央地域包括支援センター 山口市朝倉町五番四号	平成二一、四、一
社会福祉法人防府市社会福祉事業団 防府市鞠生町二番二〇号	防府東地域包括支援センター 防府市天神一丁目六番二〇号	平成二一、四、
社会福祉法人博爱 大字台道一六五五	防府西地域包括支援センター 大字台道一六八四	平成二一、四、

医療法人博愛会 " お茶屋町 二番一、二号 防府南地域包括支援センター " 丁目一番二四号 " " " "

山口県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称 主たる事務所の所在地 特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地 指定年月日

株式会社ひまわり 下関市一の宮卸本町三番三〇号 株式会社ひまわり山口支店 防府市鋳物師町九番三八号 平成二一、四、一

山口県告示第二百七十二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

名称 所在地

独立行政法人国立病院機構関門医療センター 下関市後田町一丁目一番一号

山口県厚生農業協同組合連合会滝部病院 " 豊北町大字滝部三六六九の一

医療法人聖比留会厚南セントヒル病院 宇部市大字妻崎開作一〇八

山口県告示第二百七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

名称 所在地 認定が効力を有する期限
 独立行政法人国立病院機構関門医療センター 下関市長府外浦町一番一号 平成二四、四、一四
 周南市立新南陽市民病院 周南市宮の前二丁目三番一五号 " " 二〇

山口県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区名称 認可年月日
 山口市仁保土地改良区 平成二一、六、一五

山口県告示第二百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十一年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称
 手水川(4)地区
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	見 字	地 名	番 号	標 柱 番 号
萩 市	三	見 滝ノ口	八六九の一		一号

